

長野工業高等専門学校電子入札システム官職規則

(趣 旨)

第1条 長野工業高等専門学校において使用する電子入札システム官職証明書に関する事項については、この規則の定めるところによる。

(官職証明書)

第2条 この規則において「官職証明書」とは、電子入札システムの使用に必要とするもの及び同システムで作成する文書等が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(官職証明書の申請)

第3条 官職証明書は、政府共用認証局が発行するものとする。なお、申請等にあたっては、「政府共用認証基盤（GPKI）証明書申請の手引き」に従うものとし、国立高等専門学校機構本部へ申請手続きを依頼するものとする。

(官職証明書の作成権限を有する者)

第4条 官職証明書の作成権限を有する者は、校長とする。

(官職証明書の名義)

第5条 官職証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 契約担当役（事務部長）
- 二 入札執行・登録者（事務部総務課長）
- 三 入札立会者（事務部総務課財務係長）

(官職証明書の管守)

第6条 官職証明書を適切に管守する者（以下、「官職証明書管守責任者」という。）を置くものとする。

- 2 官職証明書管守責任者は、総務課課長補佐（財務担当）とする。
- 3 官職証明書管守責任者は、官職証明書が適切に使用されるよう官職証明書を管理し、官職証明書が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。
- 4 官職証明書管守責任者がその職務を遂行できない場合には、別の者に委任することができるものとする。

(官職証明書の使用等)

第7条 官職証明書の使用を必要とする場合は、官職証明書管守責任者に使用を請求するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成20年7月25日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校における文部科学省電子入札システム官職証明書規則（平成18年9月11日施行）は、政府共用認証局の官職証明書にシステムが切り替わる、平成20年9月1日をもって廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。（第5条関係）